



平成 31 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 代永 衛
(コード番号 3803)
問 合 せ 先 常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫
(TEL:03-5217-7811)

第三者委員会による調査の進捗に関するお知らせ

当社は、平成30年12月14日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、過去の財務諸表及び連結財務諸表に会計上の懸念があることについて外部から指摘を受け、当社内で検証を進めてまいりました。当社としましては、会計処理の適切性に関し、より独立した立場から、事実関係の解明、会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断し、外部の専門家による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

その後、第三者委員会の調査は進んでおりますが、当該調査の進捗について下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

第三者委員会による調査は、平成 30 年 12 月 14 日より開始いたしました。第三者委員会は、外部から指摘があったコンサルティング事業における一部案件に関しての売上計上の妥当性等について、並びに平成 25 年 8 月に持分法適用関連会社化し、平成 27 年 3 月に株式譲渡による持分法適用除外をいたしました株式会社北栄に関して、貸倒引当金計上の時期及びのれんの償却に関する会計上の懸念並びに持分法適用除外是非の懸念があることを中心に平成 31 年 1 月末日の期間を目途として調査を行ってまいりましたが、調査対象期間が平成 26 年 3 月期からと長期であり、精査すべき資料が当初の想定量を上回り、現時点においても調査を完了しておらず継続して実施しております。

調査報告書につきましては、平成 31 年 2 月 12 日を目途に受領する見込みです。なお、受領後は速やかに開示いたします。

第三者委員会からは、下記等の指摘があります。

- ①コンサルティング事業の 1 案件については売上を取り消す処理が必要となる
- ②前記とは別のコンサルティング事業の 1 案件については売上計上時にサポート費用引当金の計上が必要となる可能性がある

③株式会社北栄の貸倒引当金の計上時期に問題がある

これらについては、引き続き調査が進められていますが、調査報告書が提出された場合には、過年度の決算訂正が必要となる見込みであり、当社は、平成 31 年 3 月期第 3 四半期決算短信を平成 31 年 2 月 14 日に開示予定としておりますが、当決算短信の開示を延期することを検討しております。

平成 31 年 3 月期第 3 四半期報告書（自平成 30 年 10 月 1 日 至平成 30 年 12 月 31 日）につきましては、過年度に重要な会計上の錯誤が発見され、当期の期首残高を確定するために必要な過年度訂正が、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限（平成 31 年 2 月 14 日）までに間に合わないことから、監査法人から四半期レビュー報告書を受領することが困難な見通しであるため、提出期限延長の申請をする方向で検討しております。

この申請については、詳細が確定次第、速やかにお知らせいたします。

以 上